

番号	提出又は添付する書面 様式番号	申請又は届出事項	申請事項					届出事項							備考							
			新規認証	事業の種類の変更	対象とする自動車の変更	対象とする装置の種類の変更	その他業務の範囲の変更	相続	合併	分割	譲受	事業の廃止	変更				整備主任者届出の変更					
													事業者の氏名・名称及び住所	役員の氏名		事業場の名称		事業場の所在地	事業場の設備			
1	新規申請書	第1号様式	○																			
2	変更（申請）書	第2号様式		⑤	⑤	⑤	⑤															提出
3	変更（届出）書	〃						○	○	○	○		②	○	○	②	○					
4	役員の変更届出書	第5号様式												○								
5	廃止届出書	第3号様式									○											
6	一酸化炭素測定器の基準適合性試験成績表（写） 炭化水素測定器（校正結果）成績表（写）		○	⑥	⑥	⑥	⑥															添付
7	整備主任者（選任・変更）の届出書	第4号様式	○					○	○	○	○		○		○	○						
8	申請（届出）及び役員を特定できる書面（相続、合併、分割、譲受、事業の譲渡等）		①					○	①	①	①		○	○								
9	整備主任者が1級又は2級の自動車整備士資格（写）を有し、かつ、自動車整備士試験に合格していること（写）		○					○	○	○	○											④
10	事業場の所在地を証する書面（土地又は建物等の登記簿等）		○													○						
11	事業の譲渡の事実を証する書面（譲渡証明書等）										③											
12	その他必要と認められる資料		⑦			⑦																

（注） 1 ① 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。② 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。③ 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。④ 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。⑤ 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。⑥ 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。⑦ 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。

（商法・明治32年法律第48号、第167条）
 1 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 2 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 3 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 4 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 5 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 6 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 7 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。
 8 申請（届出）の際に、本表の記載事項を記載した書面を添付すること。